|  |  | （兵庫県民の旗＝県旗） |
| :---: | :---: | :---: |
| 目 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 指定市町村事務受託法人の指定（高齢政策課） |  |  |
| ○公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会の業務拡大に係る業種及び職種の指定（労政福社課） |  |  |
| $\bigcirc$ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課） |  |  |
| $\bigcirc$ 土地改良区役員の退任の届出（同） |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| O同 上（同）．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 7 |  |  |
|  |  |  |
| ○するめいかに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について（水産課） |  |  |
|  |  |  |
| ○同 上（同）．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 10 |  |  |
| O同 上（同）．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 11 |  |  |
| ○同 上（同）．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 12 |  |  |
|  |  |  |
| ○平成 8 年兵庫県告示第 907 号の 4 （環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく温暖化 |  |  |
| $\bigcirc$ 平成18年兵庫県告示第963号（兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針）の一部改正（同）．$\cdots \cdots \cdots \cdots \cdots 14$ |  |  |
| －基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 18 |  |  |
|  |  |  |
| O 道路の区域の変更，供用開始等（道路保全課）．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 19 |  |  |
| ○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 19 |  |  |
| ○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 20 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| ○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 22 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| ○同 上（同）．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 25 |  |  |
| $\bigcirc$ 平成25年兵庫県告示第539号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 25 |  |  |
| ○ 平成19年兵庫県告示第956号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 25 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| ○ 平成29年兵庫県告示第1125号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 26 |  |  |
| ○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 26 |  |  |
| ○ 都市計画の変更の図書の写しの縱覧（都市計画課）．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． $26 .$. |  |  |
| 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 27 |  |  |
| 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 |  |  |
| 病院局管理規程 |  |  |
| ○ 病院局会計規程等の一部を改正する管理規程 ．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 27 |  |  |
| 選挙管理委員会告示 |  |  |
| 令和 3 年 7 月 18 日執行の兵庫県知事選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の <br> 要旨 |  |  |

○政治資金規正法に基づく政治団体の設立，届出事項の異動及び解散の届出 ..... 38
○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定，届出事項の異動及び指定の取消しの届出 ..... 48
○平成 7 年兵庫県選挙管理委員会告示第 73 号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会， 政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正 ..... 49
教育委員会告示
○指定技能教育施設の連携科目等の指定 ..... 50
○同 上 ..... 50
○同 上 ..... 51
○指定技能教育施設の連携科目等の指定の変更 ..... 51
○指定技能教育施設の連携科目等の指定及び指定の変更 ..... 51
－指定技能教育施設の連携科目等の指定及び指定の解除 ..... 52
○同 上 ..... 52
○同 上 ..... 53
教育委員会公告
○随意契約の相手方等の公示53
○同上 ..... 53
○同 上 ..... 54
○同 上 ..... 54
○同 上 ..... 55
公安委員会規則
○金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 55
○兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 ..... 56

## 公布された法令のあらまし

金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第4号）
民法の一部が改正されることに伴い，関係規定について所要の整備を行うこととした。
兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第5号）
通行する車両の高さの最高限度が4．1メートルである道路を新たに指定することに伴い，関係規定について所要の整備を行うこととした。

## 兵庫県告示第381号

> 次に掲げる公印を令和 4 年 3 月 31 日限り廃止する。令和 4 年 3 月 29 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

廃止公印の名称及び印影


兵庫県告示第 382 号

法 0.12 メートル以上（又は横寸法 0.12 メートル以上，縦寸法 0.23 メートル以上）の地が黒色の板等に黄色 の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を，車両の後方の見やすい箇所に掲げる こと。
（3）道路情報の収集
道路の状況は，工事の実施等により変化することがあるので，あらかじめ道路情報を収集し，上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

## 兵庫県告示第 406 号

土砂炏害警戒区域等における土砂㷋害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により，土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和 4 年 3 月 29 日
兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 名 称 | 指定の区 域 | 土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類 |
| :---: | :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \text { 三津田 } \\ & \text { (316010010) } \end{aligned}$ | 三木市志染町三津田（別図 1 のとおり） | 地滑り |
| $\begin{aligned} & \text { 小二谷 } \\ & (316010011) \end{aligned}$ | 三木市細川町瑞穂（別図 2 のとおり） | 地滑り |
| 下南 （316010012） | 三木市細川町中里（別図 3 のとおり） | 地滑り |
| 下南第 2 （316010013） | 三木市細川町中里（別図 4 のとおり） | 地滑り |
| 中里 <br> （316010014） | 三木市細川町中里（別図 5 のとおり） | 地滑り |
| 原坂 <br> （316010015） | 三木市細川町中里（別図 6 のとおり） | 地滑り |
| 原坂第 2 (316010016) | 三木市細川町垂穂，中里（別図7のとおり） | 地滑り |
| 上芝原 (316010017) | 三木市細川町垂穂（別図 8 のとおり） | 地滑り |
| 下芝原 （316010018） | 三木市細川町垂穂（別図 9 のとおり） | 地滑り |
| 上南第 2 <br> （316010019） | 三木市細川町瑞穂（別図10のとおり） | 地滑り |
| 蓮花寺 2 <br> （316010020） | 三木市口吉川町蓮花寺（別図11のとおり） | 地滑り |
| 殿畑 <br> （316010021） | 三木市口吉川町殿畑（別図12のとおり） | 地滑り |
| 槇 (316010022) | 三木市口吉川町槇（別図13のとおり） | 地滑り |
|  |  |  |


| 善祥寺 (316010023) | 三木市口吉川町善祥寺（別図14のとおり） | 地滑り |
| :---: | :---: | :---: |
| 東中 (316010024) | 三木市口吉川町東中（別図15のとおり） | 地滑り |
| 毘沙門 （316020009） | 三木市吉川町毘沙門（別図16のとおり） | 地滑り |
| 別所 (316020010) | 三木市吉川町毘沙門（別図17のとおり） | 地滑り |
| 市野瀬 (316020011) | 三木市吉川町市野瀬（別図18のとおり） | 地滑り |
| 福吉 <br> （316020012） | 三木市吉川町福吉（別図19のとおり） | 地滑り |
| 南水上 <br> （316020013） | 三木市吉川町水上（別図20のとおり） | 地滑り |
| 北水上 (316020014) | 三木市吉川町水上（別図21のとおり） | 地滑り |
| 豊岡 <br> （316020015） | 三木市吉川町豊岡（別図22のとおり） | 地滑り |
| 南豊岡 (316020016) | 三木市吉川町豊岡（別図23のとおり） | 地滑り |
| 豊岡北 (316020017) | 三木市吉川町豊岡（別図24のとおり） | 地滑り |
| 湯谷 3 （316020018） | 三木市吉川町湯谷（別図25のとおり） | 地滑り |
| 貸潮 <br> （316020019） | 三木市吉川町貸潮（別図26のとおり） | 地滑り |
| 東田 (316020020) | 三木市吉川町東田（別図27のとおり） | 地滑り |
| 奥谷 (316020021) | 三木市吉川町奥谷（別図28のとおり） | 地滑り |
| 東畑 （316020022） | 三木市吉川町東田（別図29のとおり） | 地滑り |
| 金会西 <br> （316020023） | 三木市吉川町金会（別図30のとおり） | 地滑り |
| 楠原 (316020024) | 三木市吉川町楠原（別図31のとおり） | 地滑り |
| 奥谷南 (316020025) | 三木市吉川町奥谷（別図32のとおり） | 地滑り |
| 西奥 2 (316020026) | 三木市吉川町西奥（別図33のとおり） | 地滑り |

（別図 1 から別図 33 までは省略し，兵庫県県土整備部土木局砂防課，北播磨県民局加東土木事務所及び三木市役所に備え置いて縦覧に供する。）


## 兵庫県告示第407号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により，土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和 4 年 3 月 29 日
兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因と <br> なる自然現象の種類 |
| :--- | :--- | :--- |
| 新定大谷 <br> $(329030004)$ | 加東市新定（別図1 のとおり） | 地滑り |

（別図 1 は省略し，兵庫県県土整備部土木局砂防課，北播磨県民局加東土木事務所及び加東市役所に備え置 いて縦覧に供する。）


## 兵庫県告示第408号

土砂豽害警戒区域等における土砂㷋害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により，土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和 4 年 3 月 29 日
兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因と <br> なる自然現象の種類 |
| :--- | :--- | :--- |
| 坂根 <br> $(302030001)$ | 姫路市夢前町山之内（別図 1 のとおり） | 地滑り |

（別図1 は省略し，兵庫県県土整備部土木局砂防課，中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）


## 兵庫県告示第409号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により，土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和 4 年 3 月 29 日
兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因と <br> なる自然現象の種類 |
| :--- | :--- | :--- |
| 八木 <br> $(323010007)$ | 養父市八鹿町八木（別図 1 のとおり） | 地滑り |
| 浅間（2） <br> $(323010008)$ | 養父市八鹿町浅間（別図2のとおり） | 地滑り |
| 十二所 <br> $(323020004)$ | 養父市十二所（別図 3 のとおり） | 地滑り |
|  |  |  |


| 尾崎 <br> （323040009） | 養父市尾崎（別図4のとおり） |
| :--- | :--- | :--- |$\quad$ 地滑り $\quad$.

（別図 1 から別図 4 までは省略し，兵庫県県土整備部土木局砂防課，但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）


## 兵庫県告示第410号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により，土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和 4 年 3 月 29 日
兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 名 称 | 指 定 の区 域 | 土砂災害の発生原因と <br> なる自然現象の種類 |
| :--- | :--- | :--- |
| 栃原 <br> $(326010002)$ | 朝来市生野町栃原（別図1のとおり） | 地滑り |
| 佐囊 <br> $(326040001)$ | 朝来市佐囊（別図2のとおり） | 地滑り |

（別図 1 及び別図 2 は省略し，兵庫県県土整備部土木局砂防課，但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所 に備え置いて縦覧に供する。）


## 兵庫県告示第411号

平成 25 年兵庫県告示第539号（土砂豽害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。
令和 4 年 3 月 29 日
兵庫県知事 齋 藤 元 彦
有馬（10）I（101070577）の項中別図71を次の図面のとおり改める。
（「次の図面」は省略し，兵庫県県土整備部土木局砂防課，神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所 に備え置いて縦覧に供する。）


## 兵庫県告示第412号

平成19年兵庫県告示第956号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。令和 4 年 3 月 29 日

大谷 I（105000007）の項中別図 7 を次の図面のとおり改める。
（「次の図面」は省略し，兵庫県県土整備部土木局砂防課，阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）


## 兵庫県告示第413号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 6 項の規定により，平成19年兵庫県告示第956号（土砂災害警戒区域の指定）の一部について，次のとおり指定を解除 する。

令和 4 年 3 月 29 日

| 名 称 | 指定を解除する区域 | 土砂災害の発生原因となる <br> 自然現象の種類 |
| :--- | :--- | :--- |
| 高塚 I <br> $(105000004)$ | 西宮市高塚町（別図 4 のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 高塚 II <br> $(105000006)$ | 西宮市高塚町（別図6のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |



## 兵庫県告示第414号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 6 項の規定により，平成22年兵庫県告示第394号（土砂災害警戒区域の指定）について，次のとおり指定を解除する。令和 4 年 3 月 29 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 名 称 | 指定を解除する区域 | 土砂災害の発生原因とな <br> る自然現象の種類 |
| :--- | :--- | :--- |
| 中川原町（2） <br> $(118000120)$ | 川西市鼓が滝 <br> 大阪府池田市中川原町（別図 1 のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |



## 兵庫県告示第415号

平成29年兵庫県告示第1125号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。令和 4 年 3 月 29 日

道場山（2）I（101070582）の項中別図13を次の図面のとおり改める。
（「次の図面」は省略し，兵庫県県土整備部土木局砂防課，神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所 に備え置いて縦覧に供する。）


## 兵庫県告示第416号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により，平成29年兵庫県告示第1125号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について，次のとおり指定 を解除する。

令和 4 年 3 月 29 日
兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 称 | 指定を解除する区域 |  |
| :--- | :--- | :--- | :--- | \(\left.\begin{array}{l}土砂災害の発生原因と <br>

なる自然現象の種類\end{array} $$
\begin{array}{l}\text { 自然現象により建築物 } \\
\text { に作用すると想定され } \\
\text { る衝撃に関する事項 }\end{array}
$$\right]\)

## 兵庫県告示第417号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により，次の都

